

参考資料 1

ヨハネスブルクサミット関連資料

小泉構想

(「持続可能な開発」のための日本政府の具体的行動

- 地球規模の共有 (Global Sharing) を目指して -)

平成 14 年 8 月 21 日

1. 基本的考え方

持続可能な開発の実現のためには開発と環境保護をともに達成する必要。

全ての国・主体が、認識、戦略、責任、経験・情報を分かち合うべき。

「グローバル・シェアリング (地球規模の共有) (対等なパートナーシップ)

その上で、ミレニアム開発目標の達成に向けて、既存の合意 (ドーハ、モンテレ - 等) の実施のため具体的行動を積み重ねることが重要。

日本は、途上国の自助努力 (オーナーシップ) を支援するため、国際社会のパートナーシップの拡充を図りつつ、以下の具体的な支援を実施。

2. 重点分野と具体的な取組

(注) 日本独自のイニシアティブ: 新規、継続
パートナーシップに基づく取組: (新規)

(1) 人間と希望 (人づくり)

持続可能な開発のためには、良い統治の下、市井の人々が希望 (hope) を持ってその能力を最大限発揮することが不可欠。

そのためには、「人づくり」(教育、保健、ジェンダー) が重要。人への投資と知識・技術の共有が鍵。

(イ) 人への投資: 「人づくりは国造りの基礎」

- 教育

「持続可能な開発のための教育の 10 年」を提唱。

低所得国に対し教育分野において今後 5 年間で 2500 億円 (約 20 億ドル) 以上の支援を実施。基礎教育分野では、「成長のための基礎教育イニシアティブ (BEGIN)」を推進 (女子教育、教員養成訓練への支援、理数科教育支援等)。

- 保健

2000 年から 5 年間で 30 億ドルの感染症対策イニシアティブを着実に実施。

(ロ) 知識

日本における悲惨な公害とその克服の経験、日本と他のアジア諸国との協力の成功例等をアフリカ等他の地域と共有。

東アジア開発イニシアティブ (IDEA) を推進し、東アジアの開発経験を他の諸国・地域と共有。

(ハ) 科学技術: 開発と環境保護をともに達成するための突破口 (breakthrough)

地球観測・地球地図の活用を通じた地球環境のモニタリングを推進。

環境科学技術協力の実施。

(2) 自立と連帯 (Ownership and Solidarity) - 開発 -

途上国の自立的な成長を通じて、持続可能な開発と貧困削減の促進を図る (自立) ことが必要。そのために幅広い資源 (resource) を動員 (連帯)。

- (イ) 貿易・投資：「持続可能な開発」の実現のために、貿易、民間投資を促進（日本の途上国からの輸入額は、年間約 1500 億ドルに達している）
JICA 等による貿易関連人材育成の支援を拡充。
（ジュネーブでの WTO との共催セミナーの実施。UNCTAD で表明したイニシアティブ「2000 年度から 5 年間で 2500 人」を「4500 人」に拡充（AOTS によるものも含む。）
全ての LDC（後発開発途上国）製品に対する無税無枠の市場アクセス供与に向けて努力。
（明年度の関税改正に向けて無税品目の追加について具体的な措置内容を早急に検討。）
多角的投資規律の策定に向けた努力。
（多角的投資規律の策定は、途上国への投資増大に向けた国際的な環境整備として重要。
日本はその策定を主導。）
アフリカの多角的貿易体制（WTO）への参画促進
（アフリカ諸国が「アフリカ連合（AU）」を通じて地域統合を進展させる意向を表明していることを歓迎し、キャパシティ・ビルディング等技術支援を通じ日本としてかかる統合を支援し、アフリカの多角的貿易体制（WTO）への更なる参画を促す。）
- (ロ) エネルギー：経済活動の基礎であるが、限られたエネルギー資源の効率的且つ環境と調和のとれた形での利用を推進。
9 月下旬に大阪で国際エネルギー・フォーラムを開催（エネルギー生産国と消費国との対話を促進。）
エネルギー理解促進イニシアティブ（Energy Literacy Initiative）を提唱・推進。
- (ハ) 農業・食糧：緑の技術革新を通じた食料安全保障に貢献。
ネリカ米（New Rice for Africa）の開発・普及を推進。
南部アフリカの食糧危機に対する約 3000 万ドルの食糧支援を実施。
- (ニ) 援助：日本は過去 10 年に亘り、世界最大の援助国として DAC 諸国による ODA の 5 分の 1 にあたる約 1200 億ドルを一国で供与。また、拡大 HIPC イニシアティブにおける G8 負担分の約 4 分の 1 に上る 48 億ドルの貢献を実施。今後も効果的・効率的な実施を心がけながら、最大級のドナーとして積極的な役割を果たす。（注：1960 年代にアフリカより貧しかった東アジア、東南アジアの国が急速に成長。）
- (ホ) アフリカ：「アフリカ問題の解決なくして 21 世紀の世界の安定と繁栄なし。」自助努力（オーナーシップ）の発露である NEPAD を支持。
対アフリカ支援策「日本とアフリカとの連帯 - 具体的行動 - 」を着実に実施し、「G8 アフリカ行動計画」のフォローアップに努力。
TICADIII の開催を通じて支援を更に強化。
- (3) 今日と明日（Today's complacency, Tomorrow's plight） - 環境 -
人類存立の基盤を脅かす地球環境破壊の問題に今日取り組まなければ、21 世紀は暗い世紀となる。
- (イ) 環境関連途上国支援：地球環境問題に取り組むため、環境分野での人づくりを含め、ODA を中心とした環境協力を更に充実。
「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）（概要・本文）」を策定・公表。
2002 年度から 5 年間で 5000 人の環境関連人材育成を実施。
2005 年に「自然の叡智」をテーマとする「愛・地球博」を開催。
- (ロ) 気候変動：地球温暖化対策の実効性確保のために、途上国を含む全ての国が参加する共通のルールの構築が重要。
京都議定書の速やかな発効を目指した働きかけを積極的にリード。
（日本は 6 月 4 日に京都議定書を締結）

CDM（クリーン開発メカニズム）推進のための人材育成や情報の共有を実施。

- (八) 森林：森林の有する多面的な便益（生態系の維持保存、地球温暖化防止、水源の涵養、木材生産等）を踏まえ、違法伐採問題への取組を含め、森林の持続可能な経営を促進。アジア森林パートナーシップを提唱・推進。
コンゴ川流域における森林保全等のための取組に協力。
- (二) 生物多様性：絶滅の危機に瀕する生物種の保護や地域の重要生態系の保全を通じて、自然環境の有する恵みの享受に貢献。
重要生態系（ホットスポット）の保全への取組を積極化。
生物多様性条約「生物の安全性に関するカルタヘナ議定書」の早期締結に努力。
- (ホ) 水：飲用水、公衆衛生、農業、経済活動、自然環境の保護、防災等の様々な観点から水の問題に積極的に対処。
安全かつ安定的な水供給、衛生施設整備を支援。
（過去5年間で4000万人以上に対して安全且つ安定的な飲用水の提供及び衛生的な下水道の普及を支援しており、今後ともこのような努力を行う方針。また、地下水をはじめとして水資源開発をモデル事業として推進し、周辺国への普及を促す。）
NGO、女性との連携を強化。
（適正な水資源管理のための能力構築支援（NGOとの連携による維持管理、住民による運営体制の確立、女性の役割にも配慮した技術協力の推進）等）
2003年3月、第3回世界水フォーラムと閣僚級国際会議を開催。
- (ヘ) 環境関連条約
残留性有機汚染物質規制条約（POPs条約）の速やかな発効を目指した働きかけを積極的にリード。

特定有害化学物質等の国際貿易の際の事前同意手続に関するロッテルダム条約（PIC条約）の早期締結に努力。

ヨハネスブルグサミット実施計画について

1 . パートナーシップ関係パラ

【原文】

3. We recognize that the implementation of the outcomes of the Summit should benefit all, particularly women, youth, children and vulnerable groups. Furthermore, the implementation should involve all relevant actors through partnerships, especially between Governments of the North and South, on the one hand, and between Governments and major groups, on the other, to achieve the widely shared goals of sustainable development. As reflected in the Monterrey Consensus, such partnerships are key to pursuing sustainable development in a globalizing world.

121. Measures to strengthen sustainable development institutional arrangements at all levels should be taken within the framework of Agenda 21¹ and should build on developments since UNCED, and should lead to the achievement of, inter alia, the following objectives:

(g) Enhancing participation and effective involvement of civil society and other relevant stakeholders in the implementation of Agenda 21, as well as promoting transparency and broad public participation;

138. To promote effective implementation of Agenda 21 at the international level, the following should also be undertaken:

(b) Encourage partnership initiatives for implementation by all relevant actors to support the outcome of the World Summit on Sustainable Development. In this context, further development of partnerships and partnership follow-up should take note of the preparatory work for the Summit;

143. In particular and taking into account relevant provisions of Agenda 21, the regional commissions, in collaboration with other regional and subregional bodies, should:

(b) Facilitate and promote a balanced integration of the economic, social and environmental dimensions of sustainable development into the work of regional, subregional and other bodies, for example by facilitating and strengthening the exchange of experiences, including national experience, best practices, case studies and partnership experience related to the implementation of Agenda 21;

(d) Continue to promote multi-stakeholder participation and encourage partnerships to support the implementation of Agenda 21 at the regional and subregional levels.

¹ References in the present chapter to Agenda 21 are deemed to include Agenda 21, the Programme for the Further Implementation of Agenda 21 and the outcomes of the Summit.

146.bis All countries should also promote public participation, including through measures that provide access to information regarding legislation, regulations, activities, policies and programmes. They should also foster full public participation in sustainable development policy formulation and implementation. Women should be able to participate fully and equally in policy formulation and decision-making.

147. Further promote the establishment or enhancement of sustainable development councils and/or coordination structures at the national level, including at the local level, in order to provide a high-level focus on sustainable development policies. In that context, multi-stakeholder participation should be promoted.

150. Enhance partnerships between governmental and non-governmental actors, including all major groups, as well as volunteer groups, on programmes and activities for the achievement of sustainable development at all levels.

153. Promote and support youth participation in programmes and activities relating to sustainable development through, for example, supporting local youth councils or their equivalent, and by encouraging their establishment where they do not exist.

【仮訳】

3. 我々は、この首脳会議の成果の実施が全ての人々、特に女性、青少年、児童及び社会的弱者に恩恵をもたらすべきであることを認識する。さらに実施に際しては、持続可能な開発という広く共有された目標を達成するために、パートナーシップ（特に、一方では南北の政府間における、他方では政府とメジャーグループの間におけるパートナーシップ）を通じてすべての関係当事者が関与すべきである。モンテレイ合意に反映されているとおり、このようなパートナーシップは、グローバル化する世界において持続可能な開発を目指す上での鍵である。

1 2 1 . 持続可能な開発に関するあらゆるレベルでの制度的な合意を強化するための措置が、アジェンダ 2 1 の枠組の中でとられるべきであり、それらは U N C E D 以降の進捗を基礎とし、特に以下の目標の達成につながるべきである。

(g) アジェンダ 2 1 の実施における市民社会及びその他の関連利害関係者の参加と実質的な関与を拡大し、透明性及び幅広い市民の参加を促進すること。

1 3 8 . 国際レベルでアジェンダ 2 1 の実効的な実施を促進するために、次に掲げることも行われるべきである。

(b) 持続可能な開発のための世界首脳会議の成果を支持するために、全関係者による実施のためのパートナーシップ・イニシアティブを促進すること。この関連で、更なるパートナーシップの策定や、パートナーシップのフォローアップにあたっては、WSSDでの準備作業に留意すべきである。

143. 特に、アジェンダ21の関連条項を考慮しつつ、地域委員会は、その他の地域及び準地域組織と協力して以下の行動をとるべきである。

(b) 例えば、アジェンダ21の実施に関する各国の経験を含む経験、優良事例、ケーススタディ及びパートナーシップの経験の共有を促進し、強化することで、持続可能な開発の経済的、社会的、環境的側面の地域、準地域、その他の組織の作業へのバランスの取れた統合を円滑にし、促進すること。

(d) マルチ利害関係者の参加を引き続き推進し、地域及び準地域レベルでのアジェンダ21の実施を支援するパートナーシップを奨励すること。

146. b i s すべての国は、立法、規制、活動、政策及び計画に関する情報へのアクセスを提供する措置によるものを含め、市民参加を促進するべきである。すべての国はまた、持続可能な開発に関する政策の立案及び実施について完全な市民参加を促進するべきである。女性は、政策立案及び意思決定に完全にかつ平等に参加することができるべきである。

147. 持続可能な開発政策にハイレベルな焦点を与えるために、地方を含む国家レベルでの持続可能な開発理事会及び/又は協調体制の設置をより一層推進する。この関連で、マルチ・利害関係者の参加が促進されるべきである。

149. アジェンダ21及び本サミットの成果を実施するにあたり、また、ローカル・アジェンダ21プログラムに対する継続された支援を強化するにあたり、地方自治体及び利害関係者の役割と能力を強化し、加えて、特にハビタット・アジェンダで求められているように、持続可能な開発を進展させるために、特に地方自治体及び政府のその他のレベル並びに利害関係者の間のパートナーシップを推奨する。

150. あらゆるレベルで持続可能な開発を達成するためのプログラムと行動について、政府と、

すべてのメジャーグループ及びボランティアグループを含む非政府関係者間のパートナーシップを強化する。

153. 例えば、地域の青少年評議会やこれに相当する組織を支援し、未だそのような組織がない場合は相当する組織の設立を促進すること等を通じ、持続可能な開発に関するプログラムと活動に対する青少年の参加を促進し、支援する。

この他に、貧困撲滅、水資源、エネルギー、企業責任、輸送、廃棄物、化学物質と有害廃棄物の適正管理、漁業資源、海洋環境の保護、エコツーリズム、生物多様性の保存と持続可能な利用、持続可能な森林経営、持続可能な鉱業と鉱物の開発、グローバル化、保健サービス、大気汚染、技術移転、研究開発、キャパシティービルディング、環境教育、持続可能な開発委員会等の個別分野の中にパートナーシップ、市民や利害関係者の参加についての記述があり、パートナーシップの促進や強化等について合意されている。

2 . 持続可能な開発のための教育の 10 年関係パラ

【原文】

117. Support the use of education to promote sustainable development, including through urgent actions at all levels to:

- (a) Integrate information and communications technology in school curriculum development to ensure its access by both rural and urban communities, and provide assistance particularly to developing countries, inter alia, for the establishment of an appropriate enabling environment required for such technology;
- (b) Promote, as appropriate, affordable and increased access to programmes for students, researchers and engineers from developing countries in the universities and research institutions of developed countries in order to promote the exchange of experience and capacity that will benefit all partners;
- (c) Continue to implement the work programme of the Commission on Sustainable Development on education for sustainable development;
- (d) Recommend to the United Nations General Assembly that it consider adopting a decade of education for sustainable development, starting in 2005.

【仮訳】

117. あらゆるレベルにおける以下の緊急行動を通じて、持続可能な開発を促進するために教育を活用することを支援する。

(a) 地方及び都市双方の地域社会によるアクセスを確保するため、情報通信技術を学校のカリキュラム策定に組み込み、また特に開発途上国に対し、そのような技術に必要とされる適切な機会を与える環境を整備するための支援を行うこと。

(b) すべてのパートナーが裨益する経験と能力の交換を推進するために、開発途上国の学生、研究者、エンジニアに対し、適切な場合、先進諸国の大学や研究機関のプログラムへの安価で拡充されたアクセスを推進すること。

(c) 持続可能な開発委員会の持続可能な開発のための教育に関する作業計画の実施を継続すること。

(d) 2005 年から始まる持続可能な開発のための教育の 10 年を採択することを検討するよう国連総会に勧告する。